

泉山国有林立木販売・造林作業請負一括事業(混合契約)入札説明書

岡山森林管理署の泉山国有林立木販売・造林作業請負一括事業(混合契約)に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年8月20日

2 分任契約担当官等

- (1) 分任契約担当官 岡山森林管理署長 山崎 準
(2) 分任支出負担行為担当官 岡山森林管理署長 山崎 準

3 事業の概要

- (1) 事業名 泉山国有林立木販売・造林作業請負一括事業(混合契約)
- (2) 事業場所 岡山県苫田郡鏡野町 泉山国有林52れ林小班
- (3) 事業内容
- | | | |
|------------|-----------------|----------------------------------|
| ア 立木販売 | 皆伐 | 1.31 ha
691.94 m ³ |
| イ 造林作業請負事業 | 植付(新植)
防護柵新設 | 1.31 ha
1.45 km |
- (4) 履行期間
- | | |
|------------|---------------------------|
| ア 立木販売 | 搬出期間は引渡の日 から 令和9年11月30日まで |
| イ 造林作業請負事業 | 契約締結日の翌日から 令和9年11月30日まで |
- (5) 本事業は、造林・素材生産事業における競争参加資格確認資料の簡素化対象事業である。

4 競争参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 事業別資格

ア(立木販売)

令和7年度から令和11年度の林産物の売払いに係る「資格確認通知書」の交付を受けている者であること。

イ(造林作業請負)

令和7・8・9年度全省庁統一資格(以下「全省庁統一資格」という。)の「役務の提供等(その他)」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示(令和7年1月31日)に基づき「C」に格付けされている者であること。

なお、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている者については、同公示に基づき「B又はD」に格付けされている者を含むものとする。

また、これらの競争参加資格を有していない者であっても競争参加資格の確認申請を行うことができる。ただし、入札時点において全省庁統一資格の「役務の提供等(その他)」等を有していない場合は競争参加資格がないものとする。

全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「中国」を選択している者であること。

造林事業の等級区分(役務の提供等(その他))

数 値	等 級
75点以上	A
55点以上 75点未満	B
40点以上 55点未満	C
40点未満	D

- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、次の全ての要件を満たす者であること。
なお、前項(2)ア(立木販売)に係る資格と前項(2)イ(造林作業請負)に係る資格のどちらかの資格を有している者同士が共同事業体を結成することは「可」とするが、資格を有している事業の作業のみしかできないものとする。
- ア 事業を共同連携して請け負うことを目的に結成された共同事業体であり、目的等必要な事項を明らかにした協定書を締結していること。
- イ 共同事業体の構成員が当該発注案件に対して単体企業として入札を行わないこと。
- ウ 共同事業体の等級は代表者の等級とし、(2)イに定める等級であること(代表者が認定事業者である場合は、(2)イなお書きで読み替え適用する等級であること。)
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(「競争参加者の資格に関する公示」(令和6年3月29日)9(2)に規定する手続をした者を除く。)でないこと。
- (5) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した当該事業と同種の事業である「造林(地拵、植付、下刈、つる切り、除伐、除伐2類、枝打、保育間伐(本数調整伐を含む。))及び衛生伐)事業」(以下「同種事業」という。)を実施した実績(国有林野事業発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。)を有すること。
なお、共同事業体を結成する場合は造林作業を実施する者の実績とする。
また、共同事業体としての事業実績は、出資比率が20%以上の事業とする。
- (6) 同種事業について、令和5年4月1日から令和7年3月31日の間に「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」(以下「事業成績評定要領」という。)による事業成績評定を受けた造林事業がある場合は、当該事業の評定点の平均が65点以上であること。
なお、共同事業体を結成する場合は造林作業を実施する者の実績とする。
- (7) 次に示す現場代理人が常駐できること。
なお、共同事業体を結成する場合は造林作業を実施する者において配置するものとする。
- ア 当該事業に配置を予定する現場代理人にあつては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(入札公告日以前において3か月以上)であること。
- イ 同種事業に3年以上従事しており、事業の適正な実施が見込める者であり、年間少なくとも1回以上従事し、かつ、通算で3年以上従事していること。なお、従事期間は連続する3年である必要はない。
- ウ 現場代理人を複数配置する場合は、その全員がア及びイの条件を満たしていること。

- (8) 当該事業の実施において、次に示す資格等を有する技能者を配置できること。
刈払機を使用する場合は安全教育の修了者、チェーンソーを使用する場合は「チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育の修了者」を配置できること。
なお、その他法令上定められた資格又は安全教育(以下、「資格等」という。)が必要な作業を行う場合は、当該作業に必要な資格等を有している者を配置できること。
- (9) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿中国森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」(平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 以下に定める届出をしていない事業者(届出の義務がない者を除く。)でないこと。
ア 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
イ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
ア 資本関係
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
(ア) 親会社と子会社の関係にある場合
(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ 人的関係
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合
ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
個人事業主又は中小企業等協同組合法、森林組合法等に基づき設立された法人等であって、ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (12) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)に沿って、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート」(別紙様式1-1)に記入し提出すること。
注:「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け 解説資料」は林野庁ホームページに掲載(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/ankenkihan.html>)

5 競争参加資格の確認等

- (1) 担当部局: 〒708-0006
岡山県津山市小田中228-1
岡山森林管理署 総務グループ
電話 050-3160-6135
メールアドレス nyusatsu_okayama@maff.go.jp

- (2) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、分任契約担当官及び分任支出負担行為担当官(以下「分任契約担当官等」という。)から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び4(3)から4(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に於いて4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札の時に於いて4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

原則として電子メールにより提出するものとし、5(1)のメールアドレスに、5(2)アの提出期間内に必着とする(持参、郵送による提出も可)。

提出した申請書等の差替え及び追加がある場合は、5(2)アの提出期間内における再提出は受け付ける。

申請書の提出期間、場所及び方法等は以下のとおり。

- ア 提出期間： 令和7年8月21日から令和7年9月3日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。以下「休日等」という。)の9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)

- イ 提出場所： 5(1)に同じ

- ウ 返信用封筒： 不要

- (3) 申請書は、別紙様式1により作成すること。

提出書類は別紙様式1(競争参加資格確認申請書)を1頁として通し番号を付するとともに、全頁を表示(全頁が10頁の場合は、1/10から10/10と表示)して提出すること。

また、提出書類の添付資料のうち別紙様式1～7に関する添付資料は、提出(省略)の確認のため、提出書類(申請書)一覧(その1～3)を作成し、申請書とともに提出すること。

なお、令和7年4月1日以降の公告日における岡山森林管理署への入札参加が2回目以降となる場合は、令和7年4月1日以降の公告日で提出した上記添付資料のうち、初回以降の内容に異同がない添付資料に限り、省略することができる。

- (4) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、アの同種事業の実績、イの配置予定現場代理人の同種事業の経験については、該当年度のものとし、事業が完成し、引渡しが完了したものに限り記載すること。

- ア 同種事業の実績(別紙様式2)

4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種事業の実績(元請、下請として完成、引渡しが完了した事業実績の中から代表的なもの1件とする。)を別紙様式2に記載し、それを確認できる資料として契約書の写し(事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び設計図書等で事業内容が確認できる資料。下請を実績として記載した場合は、元請事業体と交わした契約書又は発注者が発出した下請承認書等の写し。)等を添付すること。

なお、森林管理署長等が発注し完成した事業で事業成績評定を受けた造林事業がある場合、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。ただし、事業成績評定通知書は、当該事業の評定点が65点以上のものに限る。

また、自己山林に関する同種事業の実績についても実績として評価するので、その場合は事業名及び発注機関名欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、都道府県の造林補助事業に

おける標準単価、地元の森林組合等からの聞き取り数値などにより算定すること。

イ 配置予定現場代理人の同種事業の経験(別紙様式3)

4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定現場代理人(技術を有する請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む。)の会社名、同種事業の経験等を別紙様式3に記載すること。

また、配置予定の現場代理人として複数人の候補者を記載することもできる。

なお、作成に当たっては次の点に留意すること。

(ア) 同種事業に年間少なくとも1回以上従事し通算で3年以上従事していることが判断できるよう明記すること。

なお、従事期間は連続する3年である必要はない。

(イ) 配置予定現場代理人が申請時に従事している全ての事業の従事状況を記載し、本事業を落札した場合の対応措置を明確に記載すること。

(ウ) 同種事業の経験等を確認できる資料として契約書の写しと履歴書又は経歴書を添付すること。

なお、森林管理署長等が発注し完成した事業で事業成績評定を受けた造林事業を記載した場合、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。

ただし、事業成績評定通知書は、当該事業の評定点が65点以上のものに限る。

ウ 配置予定現場代理人の条件

配置予定現場代理人の選任条件は次のとおりとする。

(ア) 配置予定現場代理人は、契約締結の日から本事業に常駐できる者であること。

ただし、次に掲げる期間の常駐は要しない。

a 契約締結後、現場の事業に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工等が開始されるまでの期間。)

b 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、事業を全面的に一時中断している期間。

c 事業完成後、検査が終了し事務手続きのみが残っている期間。

(イ) 同一の者を重複して複数事業の配置予定現場代理人として選任することが出来る。ただし、他の事業を落札又は落札予定者となったことにより、記載した配置予定現場代理人を配置できなくなったときには、直ちに提出した競争参加資格確認申請の取り下げ(書面に限る。)又は入札の辞退を行うこと。

なお、これらの行為を行わずに入札した者については、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止措置を行うことがあるので留意すること。

(ウ) 契約締結後、配置の現場代理人の常駐違反の事実が確認された場合には、契約を解除することがある。

(エ) やむを得ず配置の現場代理人を変更する場合は、次に掲げる場合等とする。

a 請負者の責によらない理由により事業中止又は事業内容の大幅な変更が発生し、履行期限が延長された場合。

b 一つの契約期限が多年に及ぶ場合(大規模な事業の場合。)

c その他、分任支出負担行為担当官がやむを得ない事情と認めた場合。

いずれの場合であっても、発注者との協議により交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時期とするほか、同種事業の経験が当初配置の現場代理人と同等以上の者を配置しなければならない。

エ 従事予定の技能者(別紙様式4)

従事予定の技能者の資格等を別紙様式4に技能者別に記載し、それを確認できる資料として免許又は講習若しくは研修修了の写しを添付すること。

なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している技能者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記(本事業の実施に必要な資格等を有し、配置できる者のみ記載する。)するとともに、それを確認できる資料を添付すること。ただし、4(8)において必要な資格等が定められていない場合は、「該当無し」として提出すること。

オ 過去2年間の事業成績(別紙様式5)

過去2年間で造林事業での事業成績評定を受けた事業がある場合はその事業の件数、事業成績評価点の合計(65点以下を含む)、その平均点を別紙様式5に記載すること。

また、そのすべての事業成績評定通知書を添付すること(本店、支店、営業所の合計とする。)

カ 従業員名簿(別紙様式6)

配置予定の従業員(現場代理人及び作業員)の社会保険等の(健康保険、年金保険、雇用保険)の加入状況について、種類等を別紙様式6に記載すること。

また、届出の義務がない事業主、若しくは未加入者がある場合は未加入の理由等を明記すること。

なお、保険加入状況を証明する資料(保険証、領収済み通知書等の写しにおいて被保険者等の記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したものを)を添付すること。

キ その他留意事項

(ア) アの同種事業の実績、イの配置予定現場代理人の同種事業の経験において、契約書等により同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に施工計画書等の当該事業の内容が証明できる書類を添付すること。ただし、アの同種事業の実績(別紙様式2)、イの配置予定現場代理人の同種事業の経験(別紙様式3)及び過去2年間の事業成績(別紙様式5)が同じ事業であれば、その事業に係る資料の添付は1部でよい。

なお、必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

(イ) 森林管理署長等が発注し完成した事業で事業成績評定を受けた造林事業がある場合、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。ただし、事業成績評定通知書は、当該事業の評定点が65点以上のものに限る。

(ウ) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、共同事業体構成員の作業工程等を総括し、申請書等を作成のうえ、共同事業体名で提出すること。

また、4(3)アに係る協定書を提出すること。

ク 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況

当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け チェックシート」(別紙様式7)に記入し提出すること。

また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け 解説資料」を必要に応じて参照のこと。

なお、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その提出をもって、これに代えることができる。

注:「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け解説資料」は林野庁ホームページに掲載(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/ankenkiban.html>)

(5) 申請書等の資料作成説明会は、実施しない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和7年9月10日までに書面により通知する。参加資格が「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

(8) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。

イ 申請書等が提出されたことをもって、提出者に事業受注意欲があるものとみなす。

ウ 分任契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

- エ 提出された申請書等は返却しない。
- オ 本交付資料、申請書等及び資料は作成以外の目的で使用してはならない。
- カ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定現場代理人に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任契約担当官等が承認した場合においてはこの限りでない。

6 競争参加資格がないと認められた者等に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任契約担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。
 - ア 提出期限： 令和7年9月22日17時00分まで(休日等を除く。)
 - イ 提出場所： 5(1)に同じ。
 - ウ 提出方法： 原則として電子メールにより提出するものとし、イのメールアドレスに、アの提出期間内に必着とする(持参、郵送による提出も可)。
- (2) 分任契約担当官等は、説明を求められたときは、令和7年9月29日17時00分までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7 現場説明会

競争参加有資格者を対象に現場説明会を開催する。

- ア 日時： 令和7年9月19日(金曜日)10時00分(雨天決行)
- イ 集合場所： 道の駅 奥津温泉 駐車場
住所： 岡山県苫田郡鏡野町奥津463
- ウ 現場説明会に参加するときには、競争参加資格確認通知書を持参すること。
- エ 競争参加有資格者であっても、現場説明会に参加しない者は、競争入札参加資格なしとする。

8 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式は任意)により提出すること。
 - ア 質問の提出期間： 令和7年8月21日から令和7年9月24日まで
同期間の休日等を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)
 - イ 提出場所： 5(1)に同じ。
 - ウ 提出方法： 原則として電子メールにより提出するものとし、イのメールアドレスに、アの提出期間内に必着とする(持参、郵送による提出も可)。
- (2) (1)に対する回答は、書面により回答する。また、質問及び回答書の内容を次のとおり閲覧に供すると共に近畿中国森林管理局ホームページで随時公表する。
 - ア 閲覧期間： 令和7年9月29日まで。
同期間の休日等を除く毎日、9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)
 - イ 閲覧場所： 5(1)に同じ。
 - ウ ホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/public-qa.html>

9 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書は、令和7年9月30日11時00分までに岡山森林管理署会議室へ持参すること。
なお、郵便(一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る。)により提出する場合は二重封筒とし、入札書と入札金額内訳書(入札書付表1)及び造林作業請負金額内訳書(入札書付表2)を中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮には氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には「9月30日開札、

泉山国有林立木販売・造林作業請負一括事業(混合契約)の入札書在中」と朱書し、令和7年9月29日17時00分までに必着すること。(郵便により提出する場合の送付先は、5(1)に同じ。)電子メール、電報、FAX、その他の方法による入札は認めない。

ただし、再度の入札は引き続き行うので、郵便入札を行った場合は再度の入札に参加できない。

- (2) 開札は、令和7年9月30日11時5分に岡山森林管理署会議室にて行う。郵便による応札者については、執行後、落札結果を電話、又は文書にて通知する。
- (3) 入札書にはそれぞれ消費税抜きの「立木等の買受見積金額」と「造林作業請負見積金額」との差額の金額を入札金額として記載すること。
- (4) 入札に際し、入札金額内訳書(入札書付表1)及び造林作業請負金額内訳書(入札書付表2)(以下「入札金額内訳書等」という。)を入札書とともに提出すること。なお、当該入札金額内訳書等が未提出の入札は無効とする。
- (5) 競争入札の執行に当たっては、分任契約担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び代理人が入札する場合は委任状を持参すること。

10 入札方法等

- (1) 入札書は所定の様式とし、事業名、商号又は名称、氏名等を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は原則2回とするが、分任契約担当官等の判断により3回目以降の入札を執行する場合がある。
- (4) 提出のあった入札書は返却しない。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金:免除
- (2) 契約保証金:免除

12 入札金額内訳書等の提出

- (1) 個々の物件の入札に際し、入札書とともに入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書等を入札書とともに提出すること。
また、再入札の場合においても入札金額内訳書等を提出すること。
なお、再入札の場合は「造林作業請負金額内訳書(入札書付表2)」については、総額のみを記載した提出でも可とするが、その場合、落札した者は契約日までに詳細を記載した「造林事業請負金額内訳書(入札書付表2)」を再提出すること。
- (2) 提出された入札金額内訳書等は返却しない。
- (3) 分任契約担当官等が必要と認めた場合、提出された入札金額内訳書等について説明を求めることがある。また、入札金額内訳書等の提出のない入札は無効とする。

13 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊入札者注意書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
なお、分任契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。
- (2) 当該事業の入札において、次の各号のいずれかの不正な行為を行った者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
 - ア 自身又は特定の事業者が入札に参加可能となるよう、又は不可能となるよう参加資格要件を変えるよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - イ 自身又は特定の事業者が入札に参加が可能となるよう、又は不可能となるよう入札参加資格審査に圧力をかけるような要求行為。
 - ウ 非公開または公開前における設計金額、予定価格、見積金額若しくは予決令第85条に基づく調査基準価格及びこれらが類推できる因子等を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - エ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - オ 入札参加者名を教示するよう発注担当職員に対し要求する行為。
 - カ 前各号に掲げるもののほか、自身又は他の事業者への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為。
- (3) (1)から(2)に該当する事実が契約後に確認された場合は、発注者は国有林野事業林産物売買契約約款第23条第1項第4号又は造林事業請負契約約款第48条第1項13号を適用し契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

14 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、入札金額内訳書等を確認したうえで
 - ア 「国に納付します。」と記載した入札書は、記載金額が最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - イ 「国から支払いを受けます。」と記載した入札書は、記載金額が最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - ウ 上記ア、イの入札者が同時にある場合は、アの者を落札者とする。
ただし、造林作業請負事業の予定価格が1千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち上記ア、イ、ウの基準に基づき国にとって最も有利な価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者がいるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 造林作業請負事業の予定価格が1千万円を超える事業について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は15に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

- (4) 予定価格の制限の範囲内であっても、入札金額内訳書等が予令第91条第2項の規定に基づき財務大臣から承認を得た算定方式で算出した承認基準額と著しく相違がある場合は、入札を「保留」とし、入札者から入札金額内訳書等について聞き取り等の調査を行い、落札者を決定する。
- (5) 郵便による応札者が落札候補者となった場合は、入札を「保留」とし、後日、承認基準価格の協議を行い、落札者を決定する。

15 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から資料の提出、事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業の履行期間の延期は行わない。

- (1) 提出を求める資料等
 - ア 当該価格で入札した理由
 - イ 積算内訳書
 - ウ 手持ち事業の状況
 - エ 手持ち資材の状況
 - オ 労務者等の具体的供給見通し
 - カ 過去に施工した同種の事業名及び発注者
 - キ 経営内容
- (2) 説明資料の提出期限は、調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内とし、提出期限後の差替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合は、入札注意書に定める入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。
- (3) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合又は監督の結果内容と入札時の調査の内容とが著しく乖離した場合は、当該工事の成績評定にて厳格に反映するとともに、過去に同様の措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

16 契約書作成の要否等

- (1) 別冊契約書案により、売買契約(立木販売)及び造林作業請負契約それぞれの契約書を作成するものとし、落札決定の日から起算して10日以内(休日等を除く。)に契約を締結するものとする。

なお、落札者(契約の相手方)は、落札決定後速やかに、「立木等買受金額及び造林作業請負金額内訳書」を提出すること。(※入札時に提出する「入札金額内訳書等」とは別物なので留意すること。)
- (2) 契約書に記載する立木等の販売金額と造林作業請負金額の決定については、契約の相手方からそれぞれ消費税額を加味した立木の買受金額と造林作業請負金額について、「立木等買受金額及び造林作業請負金額内訳書」を提出し、これに対して岡山森林管理署長が承認することにより決定する。

※落札後に提出する「立木等の買受見積金額と造林作業の請負見積金額の内訳書」及び当該入札に付する事項の価格(契約額)については、予算決算及び会計令第91条第2項の規定に基づき財務大臣から承認を得た算定方式に基づき決定されるものであることから、入札者が見積もる内訳書と当該内訳書の金額は必ずしも一致しないが、それぞれの契約金額の差額は、入札金額と一致する。

17 支払条件

造林作業請負事業に係る支払い条件は次のとおりとする。

- (1) 前金払 : 無
- (2) 中間前金払 : 無
- (3) 部分払 : 無

18 関連情報を入手するための照会窓口

5(1)に同じ。

19 事業成績評定の実施

造林作業請負契約の金額が、500万円以上の事業については、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付林国業第244号林野庁長官通知)」に基づき成績評定を実施するものとする。

20 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、5(4)の資料に記載した配置予定現場代理人及び技能者を当該事業に配置すること。
- (4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

入札者注意書

入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
- 5 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額(契約金額)とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
- 9 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 10 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
 - (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金(その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。

- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 11 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
- 13 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち合わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札する。
- 14 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 15 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
- (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
- (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
- (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
- (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 16 落札となるべき同価格(総合評価落札方式による場合は「同評価値」)の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。
- なお、この場合、同価格(同評価値)の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち合わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 18 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認められたときは、入札の執行を中止する。
- 21 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官
分任支出負担行為担当官
岡山森林管理署長 山崎 準 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
メールアドレス

令和7年8月20日付けで入札公告のありました泉山国有林立木販売・造林作業請負一括事業(混合契約)に係る競争に参加する資格について、確認されたく下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告の記の2(2)アに定める林産物の売払いに係る資格確認通知書の写し
- 2 入札公告の記の2(2)イに定める全省庁統一資格の資格確認通知書の写し
- 3※ 入札公告の記の2(2)イに定める林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県知事の認定を受けている場合は認定書の写し
- 4 入札公告の記の2(6)に定める同種事業の実績を記載した書面(様式2)
- 5 入札公告の記の2(7)に定める配置予定の現場代理人の資格等を記載した書面(様式3)
- 6 入札公告の記の2(8)に定める従事予定の技能者の資格等を記載した書面(様式4)
- 7 過去2年間の事業成績の評価点を記載した書面(様式5)
- 8 入札公告の記の2(10)に定める配置予定の従業員の社会保険等加入状況を記載した書面(様式6)
- 9 上記4~8の内容を証明するための書面
- 10 入札公告の記の2(12)に定める農林水産業・食品産業の安全作業のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシートを記載した書面(様式7)

(注 3※は、認定を受けている場合のみ)

注1 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とする。

2 申請書は原則として電子メールで提出することとし、競争参加資格の有無の通知も原則として電子メールで行うことから、返信用封筒は必要ありません。

[○/○]

提出書類(申請書)一覧(その1)

様式名称	添付書類	提出の有無	提出(省略)の確認	省略する場合の提出した対象事業等
別紙様式1	競争参加資格確認申請書		省略不可	
	添付書類	林産物に係る資格確認通知書(写)		提出 / 省略
		都道府県知事等からの認定証明書類(写)		提出 / 省略
別紙様式2	同種事業の実績		省略不可	
	添付書類	契約書(写)		提出 / 省略
		事業成績評定通知書(写) ※該当する場合		提出 / 省略
別紙様式3	配置予定現場代理人の資格・経験等		省略不可	
	添付書類	・契約書(写)又は契約書に替える書類 ・履歴又は経歴書		提出書類(申請書)一覧(その2)のとおり。
別紙様式4	従事予定の技能者の資格等		省略不可	
	添付書類	・修了証等(写)		提出書類(申請書)一覧(その3)のとおり。
別紙様式5	過去2年間の事業成績 ※該当がある場合		提出 / 省略	
別紙様式6	従業員名簿 (社会保険等への加入状況)		省略不可	
別紙様式7	農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け チェックシート		省略不可	※過去1年間に他の事業において提出している場合は、その写しをもって、これに代えることができる。

注1: 別紙様式1~5の添付資料について、内容に異同がない場合に限り、当年度において初参加の入札へ提出した当該資料をもって、提出を省略することができる。この場合は、「省略」を選択の上、当該資料を提出した事業の情報を記載すること。

なお、本年度初回の入札参加の場合は、「提出」を選択の上、添付書類を提出すること。

2: 別紙様式2の「その他」は、下請を実績とした場合の添付書類「元請事業者とかわした契約書、発注者が発出した下請承認書等の写し、又は事業証明書」のことである。

3: 別紙様式3の「その他」は、共同事業者構成員としての事業を実績とした場合の添付書類「当該共同事業者の出資比率が確認できる書面(写)」のことである。

[O/O]

提出書類(申請書)一覧(その2)

様式名称 (氏名)	添付書類	提出 の有 無	提出(省略) の確認	省略する場合の提出した対象事業等
別紙様式3 (氏名)	契約書(写)		提出 / 省略	
	事業成績評定通知書 (写)		提出 / 省略	
	履歴書又は経歴書		提出 / 省略	
	その他 (必要に応じて)		提出 / 省略	
別紙様式3 (氏名)	契約書(写)		提出 / 省略	
	事業成績評定通知書 (写)		提出 / 省略	
	履歴書又は経歴書		提出 / 省略	
	その他 (必要に応じて)		提出 / 省略	
別紙様式3 (氏名)	契約書(写)		提出 / 省略	
	事業成績評定通知書 (写)		提出 / 省略	
	履歴書又は経歴書		提出 / 省略	
	その他 (必要に応じて)		提出 / 省略	

注: 別紙様式3の「その他」は、共同事業体構成員としての事業を実績とした場合の「当該共同事業体の出資比率が確認できる書面(写)」のことである。

提出書類(申請書)一覧(その3)

様式 (添付書類)	提出 の有 無	提出(省略) の確認	省略する場合の提出した対象事業	該当者氏名
別紙様式4 (受講修了証等 (写))				

[0/0]

同種事業の実績

会社名:

項目		統一資格番号
事業名称等	事業名	
	発注機関名	
	履行場所 (都道府県名・市町村名)	
	契約金額	
	履行期限	平成(令和) 年 月 日～ 平成(令和) 年 月 日
	事業成績評定点 (該当の場合)	
	受注形態等 (JVの場合の構成業者名及び出資比率)	
事業概要	事業内容 (具体的な作業種等)	
	事業の履行条件その他	

- 注1： 事業の実績は、過去15年間(平成22年4月1日～令和7年3月31日)に、引き渡しが完了した同種事業実績(国有林野事業の発注以外の事業を含み、下請に係る実績も含む。)の中から、代表的なものを1件記載する。(国有林での同種事業の実績があれば国有林での実績を記入すること。)
- 2： 公告において明示した参加資格が的確に判断できる具体的項目を記載すること。
- 3： 統一資格番号欄は、全省庁統一資格の業者コードを記入すること。
- 4： 事業名称等、事業の概要等の各項目は、国有林野事業における実績の有無にかかわらず必ず記入すること。
- 5： 事業実績が複数以上を必要とする場合は、頁を追加して記載すること。
- 6： 同種事業の実績として記載した事項が確認できる資料として、契約書の写し(事業名、履行期限、発注機関、社印を有する部分及び事業内容が確認できる資料(設計図書等で設計条件が確認できる部分)。下請を実績として記載した場合は、元請事業体とかわした契約書又は発注者が発出した下請承認書等の写し。)又は事業証明書(別紙様式2参考様式)を添付すること。
- 7： 記載する事業が「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」による事業成績評定を受けた事業である場合は、事業成績評定通知書の写しを添付すれば、契約書の写しの添付は省略できる。
なお、評定点が65点未満のものは、事業実績として認めないので留意すること。
- 8： 同種事業の実績(様式2)、配置予定現場代理人の同種事業の経験(様式3)及び過去2年間の事績(様式5)が同じ事業であれば、その事業に係る資料の添付は1部でよい。
- 9： 本様式は競争参加資格の確認に使用する。用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とする。

事業証明書

令和〇年〇月〇日

〇〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

発注者 〇〇〇〇〇〇〇長 〇 〇 〇 〇

下記事業を実施し、完成したことを証明します。

- 1 事業名 〇〇〇〇〇〇事業
- 2 場所 〇〇県〇〇市〇〇町 地内
- 3 請負代金額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇-
- 4 履行期限 自 平成(令和)〇〇年〇〇月〇〇日
至 平成(令和)〇〇年〇〇月〇〇日(完了)
- 5 事業の内容 保育間伐
(面積:〇ha)
- 6 現場代理人氏名 〇〇 〇〇
平成(令和)〇年〇月〇日～平成(令和)〇年〇月〇日

注: 本様式は、競争参加資格確認申請書添付書類において、事業実績を証明する資料がない場合に、発注者による証明が必要となった場合の様式とする。

- ① 競争参加資格確認申請書添付の「同種事業の実績」(様式2)
- ② 技術提案書添付の「配置予定現場代理人の資格・経験」(様式7)

[〇/〇]

履 歴 証 明 書

氏 名	○ ○ ○ ○	年 齢	歳
現 住 所			
職 歴			
○年○月	当社○○事業所に採用 主に造林事業に従事		
○○年○○月	生産事業に伐木造材、集材(林業架線作業主任者)として従事		
○△年○月	○○森林管理署の造林請負事業に班長として従事		
○△年○○月	○○県有林の立木販売の伐出(素材生産)に班長として従事		
令和○年○○月○○日			
上記のとおり相違ありません。			
			氏名 ○○ ○○

令和○年○○月○○日			
上記 ○○○○の当社・当組合等における職歴に相違ないことを証明します。			
○○組合		○○組合長	○○ ○○

過去2年間(令和5、6年度)の事業成績

(事業名: 泉山国有林立木販売・造林作業請負一括事業(混合契約))

会社名: _____

No.	事業名	発注 森林管理署等名	完了 年度	成績 評定点	低入札価格調査 の該当の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合計					
平均					

- 注1 : 国有林野事業における同種事業で、過去2年間(令和5年4月1日から令和7年3月31月)に完成・引き渡し、事業成績評定を受けた全ての事業成績評定結果を記載すること。(本店、支店、営業所の合計とする。該当の無い場合は「該当なし」と記入。)
- 2 : また、過去1年間(令和6年4月1日から令和7年3月31月)において調査基準価格を下回る価格で入札を行い、低入札価格調査を受けて落札した事業に該当する場合は「低入札価格調査の該当の有無」欄に「該当」と記載すること。
- 3 : 記載した事業の事業成績評定通知書の写しを全て添付すること。
- 4 : 同種事業の実績(様式2)、配置予定現場代理人の資格・経験等(様式3)及び過去2年間の事業成績(様式5)が同じ事業であれば、その事業に係る資料の添付は1部でよい。

従 業 員 名 簿

会社名:〇〇〇(株)

(1) 従業員の社会保険等への加入状況

	ふりがな	社会保険等			備考
	氏 名		健康保険	年金保険	
1	名称			
2	名称			
3	名称			
4	名称			
5	名称			
・					
・					
・					

注1 : 配置予定の従業員(現場代理人及び作業員)について記載する。

2 : 加入する社会保険の名称を記載する。

- ・ 健康保険については、名称として、健康保険、国民健康保険、適用除外(後期高齢者等の場合)等と記載。
- ・ 年金保険については、名称として、厚生年金、国民年金、受給者(受給者の場合)等と記載。
- ・ 雇用保険については、名称として、雇用保険、日雇(日雇者の場合)、適用除外(事業主の場合)等と記載。

3 : 備考欄には、年齢等を記載する。

(2) 保険加入状況を証明する資料 別添のとおり。

注 : 保険料の領収済み通知書等関係資料のコピーを添付すること。

なお、関係書類において被保険者等の記号・番号が記載されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したものを添付すること。

[〇/〇]

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)
事業者向け チェックシート

事業名 : 泉山国有林立木販売・造林作業請負一括事業(混合契約)

発注官署 : 岡山森林管理署

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産 / 造林・保育 / その他()
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○ : 実施 × : 実施していない △ : 今後、実施予定 - : 該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	

[○/○]

具体的な事項		○：実施 ×：実施していない △：今後、実施予定 －：該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事件事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

[○/○]

具体的な事項		○ : 実施 × : 実施していない △ : 今後、実施予定 - : 該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事件事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

[○/○]

入札書

事業名 泉山国有林立木販売・造林作業請負一括事業(混合契約)

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
入札金額									

(国に納付します。 国から支払いを受けます。)

注：入札金額下の()書きの不要部分を抹消すること。

ただし、立木等買受見積金額と造林作業請負見積金額の差額で消費税及び地方消費税抜きの金額

上記金額に消費税及び地方消費税10%を加算した金額に基づいて、岡山森林管理署長の承認する金額により立木等買受代金を納付すること及び造林作業請負代金の支払いを受けることについて、岡山森林管理署 泉山国有林52れ林小班の立木等の買受及びその跡地の造林作業の請負につき、国有林野産物売払規程並びに岡山森林管理署長の示す契約条件、入札注意書及びその他関係事項一切を承知のうえ入札いたします。

なお、立木等の買受代金及び造林作業請負代金の内訳金額については、岡山森林管理署長の承認するところに異議はありません。

令和 年 月 日

分任契約担当官
分任支出負担行為担当官
岡山森林管理署長 山崎 準 殿

入札者
住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

入札金額内訳書

分任契約担当官
分任支出負担行為担当官
岡山森林管理署長 山崎 準 殿

商号又は名称

代表者氏名

代理人指名

令和7年9月30日入札の泉山国有林立木販売・造林作業請負一括事業(混合契約)の入札金額内訳書を提出します。

立木等買受金額		円
造林作業請負金額		円

注：消費税及び地方消費税額は含めない。

造林作業請負金額内訳書

事業名	泉山国有林立木販売・造林作業請負一括事業(混合契約)
入札者 (商号又は名称)	

作業種	数量	単位	単価(円)	金額(円)
植付(新植)	1.31	ha		
防護柵新設	1.45	km		
労務費計				
労務費以外の経費			材料費	
			その他	
			計	
造林作業請負金額計				

- 注1 : 作業種毎に記入すること。
- 2 : 作業種及び数量は、入札公告及び閲覧図書の事業内訳書の作業種及び数量を記載する。
- 3 : 労務費とは、作業員の労賃とする。
- 4 : 労務費以外の経費の材料欄には、請負者負担の苗木、薬剤等の経費を記入する。
- 5 : 労務費以外の経費のその他欄には、機械損料、燃料代、間接事業費(共通仮設費、現場管理費)、一般管理費等を記入する。
- 6 : 消費税及び地方消費税は含めないこと。

委任状

令和〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官
分任支出負担行為担当官
岡山森林管理署長 山崎 準 殿

委任者住所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により
の権限を委任します。

を代理人と定め、下記の入札に関する一切

記

- 事業名 泉山国有林立木販売・造林作業請負一括事業(混合契約)